

山梨県公安委員会規程第4号

山梨県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月27日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

山梨県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）  
の一部を次のように改正する。

別表第3の8号印の部運転免許課長の項中「チャレンジ講習受講結果確認書」を「運転技能検査受検結果証明書」に改め、「中型車講習終了証明書」の次に「・準中型車講習終了証明書」を加える。

附 則

この規程は、令和4年5月13日から施行する。

山梨県公安委員会公印規程新旧対照表

(昭和37年山梨県公安委員会規程第1号)

新				旧			
別表第3 (第4条関係)				別表第3 (第4条関係)			
種別	保管責任者	保管数量	使用区分	種別	保管責任者	保管数量	使用区分
略				略			
8号印	運転免許課長	1	高齢者講習終了証明書・取消処分者講習終了証書・特定任意講習終了証明書・特定任意高齢者講習終了証明書・ <u>運転技能検査受検結果証明書</u> ・大型車講習終了証明書・中型車講習終了証明書・準中型車講習終了証明書・普通車講習終了証明書・大型二輪車講習終了証明書・普通二輪車講習終了証明書・応急救護処置講習(一)終了証明書・大型旅客車講習終了証明書・中型旅客車講習終了証明書・普通旅客車講習終了証明書・応急救護処置講習(二)終了証明書・原付講習終了証明書・取得時講習指導員認定書・指定自動車教習所職員講習終了証明書・運転免許試験成績証明書・検査合格証明書・技能試験車両指定書・技能検定員審査合格証明書・教習指導員審査合格証明書・更新時講習指導員承認書・運転免許関係通知書用	8号印	運転免許課長	1	高齢者講習終了証明書・取消処分者講習終了証書・特定任意講習終了証明書・特定任意高齢者講習終了証明書・ <u>チャレンジ講習受講結果確認書</u> ・大型車講習終了証明書・中型車講習終了証明書・普通車講習終了証明書・大型二輪車講習終了証明書・普通二輪車講習終了証明書・応急救護処置講習(一)終了証明書・大型旅客車講習終了証明書・中型旅客車講習終了証明書・普通旅客車講習終了証明書・応急救護処置講習(二)終了証明書・原付講習終了証明書・取得時講習指導員認定書・指定自動車教習所職員講習終了証明書・運転免許試験成績証明書・検査合格証明書・技能試験車両指定書・技能検定員審査合格証明書・教習指導員審査合格証明書・更新時講習指導員承認書・運転免許関係通知書用
略				略			